

(別紙 1)

社会福祉法人指導監査結果

- 1 指導監査実施法人 社会福祉法人寿保育会
- 2 指導監査実施年月日 令和 6 年 10 月 31 日 (木)
- 3 文書指摘事項

区 分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事 項
I－5（2） 選任及び解任	改選に伴う監事の選任において、理事会が監事の選任に関する議案を評議会に提出するためには、現監事の過半数の同意を得なければならないとされているが、議事録では監事の過半数の同意を得たことが確認できず、監事の同意書の徴求もなかった。 今後、改選に伴う監事選任においては、法令に定める手続きをすること。 根拠法令 社会福祉法第 4 3 条第 3 項により準用される一般法人法第 7 2 条第 1 項	

※文書指摘事項については、別記様式による是正改善状況の報告が必要です。